

令和5年11月2日

各実地演習実施機関 御中

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会
実務修習運営委員会
委員長 比留間 康昌
(職 印 省 略)

実地演習の実施方法の特例措置について

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は実務修習の運営に関し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年3月6日付で通知いたしました、新型コロナウイルスの国内感染の影響拡大に伴う「実地演習の実施方法の特例措置」につきまして、本委員会にて検討を行い、対応を一部変更することとなりました。

つきましては、下記をご確認のうえ、適切なご指導を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 変更後の特例措置を講ずる期間

令和5年12月1日から令和6年10月31日まで

※ 令和6年11月1日以降及び第19回実務修習開始時の対応については改めて案内予定。

2. 実地演習における特例措置の変更内容（11月2日現在）

<直接対面による指導>

実地演習において、修習生は1年コースの場合は1週間に1日以上、2年コースの場合は2週間に1日以上、実地演習受講登録申請書にて申請した実地演習実施機関に赴き、指導鑑定士による直接の指導を受けなければならない（実務修習業務規程施行細則第16条第6号）。

修習生の個別事情等を考慮した結果、対面による指導ができないと判断した場合に限り、以下①～④で指定する手段を用いた指導（以下、「通信指導」という。）を可としますが、当案内は通信指導を推奨するものではありません。

- ① 各報告回の演習期間ごとに最低1回以上は、指導鑑定士による直接対面での指導を行う。

- ② 対象不動産の選定は、指導鑑定士が現地確認をしたうえで責任をもって行う。
- ③ カメラ機能及び資料共有が可能な WEB 会議形式の通信手段を利用する。
※ 電話やメール、ショートメッセージサービス（SMS）等の上記に当てはまらない通信手段は「通信指導」とは認めない。
- ④ 実地演習実施状況報告書内の「指導を行った日」には従来の対面による指導を行った日付に加えて本案内で定義している「通信指導」を行った日付のみ記載する。
※ 通信指導を行った場合、当該日付の冒頭に「○」を冠記し、「○12月1日」のように記入する。

3. その他

上記の他、実地演習の実施方法に関してご不明な点がございましたら、本会事務局実務修習担当課宛てに、メールにてお問い合わせください。頂戴した質問につきましては、取りまとめのうえ、改めてご案内させていただきます。

以 上

<お問い合わせ先>

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 実務修習担当課
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-11-15 SVAX TTビル 9階
電話 03 - 3434 - 2301 / FAX 03 - 3436 - 6450
e-mail : kensyuka@fudousan-kanteishi.or.jp